



個人情報^の取り扱い^{について}の
基本的な^{考え方}と^{留意点}



はじめに

民生委員・児童委員は、関係機関・団体と協力・連携しながら問題状況に応じて様々な相談・支援を行っています。今後も、地域包括支援センターへの協力をはじめ、地域福祉ネットワークの一翼として大きな期待が寄せられています。このように拡大する民生委員・児童委員活動の中で、個人情報の取り扱いの判断に困る場面も多くなってきました。それらについては、2005年に発行した『民生委員・児童委員のための学習資料：民生委員・児童委員活動と個人情報』においても「ケーススタディ」として紹介したところです。『学習資料』では、「個人情報とは何か」「個人情報保護（法）とは何か」「民生委員・児童委員活動における個人情報保護とはどういったことか」など、内容的には事実の紹介にとどめています。各民児協でこれを教材として、地域性などを考慮しながら、個人情報取り扱いのルールづくりをしていただくためのものです。一方、この『基本的な考え方と留意点』は、「ケーススタディ」をはじめとする様々な個人情報取り扱いの判断場面において、参考となる基本的な考え方や留意点を紹介し、学習資料の一層の活用を促すためのガイド的な意図で作成しました。

もくじ 個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点

はじめに	2
1 社会福祉援助の特性と個人情報保護	3
2 情報収集	5
3 本人同意の方法	6
4 福祉票等の管理	8
5 民児協内での管理のあり方	10
6 開示要求への対応	11
7 行政、関係機関・団体との連携・協働と個人情報	12
8 生命等に関わる緊急時の対応～取り扱い上の例外～	15
おわりに	16
資料編	17

1 社会福祉援助の特性と個人情報保護

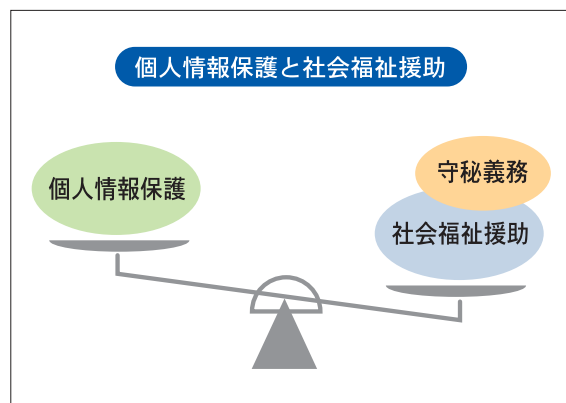
POINT

- 民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではない
- 守秘義務規定に基づき、従来通りの節度ある取り扱いを心がける
- 住民や関係者への、民生委員・児童委員の守秘義務規定も含めた活動のPRが大切
- 個人情報保護か社会福祉援助かの二者択一ではなく、対象・内容・方法を考慮し調和を取ることが大切

社会福祉援助活動は情報活動そのものであり、援助を必要とする人（以下、「要支援者」という）の個人情報の入手・管理・流通なくしては成り立ちません。そうした前提に立ち、社会福祉関係者の間では、関係者同士が互いを信頼し、問題解決のために要支援者の個人情報を流通させてきました。社会福祉関係者は、法令等により「守秘義務」が課せられており、かつ、援助原則や倫理として「秘密保持」を繰り返して学んでいることから、社会福祉援助において個人情報保護が担保されてきたともいえます。

民生委員・児童委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありません。そういう意味では、「民生委員・児童委員も個人情報保護法に準拠しなければならない」ということではなく、「民生委員法の守秘義務規定（※1）に則り、信頼関係を損なわないよう個人情報に配慮した活動をしていけばよい」ということになります。その結果が個人情報保護法の趣旨にも添った行動を取ることになるのだと考えます。また、「民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法という法律により守秘義務を負って、行政の協力的業務を行っている」ということを地域住民や関係者に対して、丁寧に周知していくことも大切なのではないのでしょうか。

個人情報保護の名の下に連携や協働が極度に制限されるとなれば、円滑な活動や援助を損ねてしまい、地域の福祉問題解決自体が困難になり、民生委員・児童委員の役割自体が問われてしまいます。一方、社会福祉援助のためであれば個人情報を自由に取り扱ってもよいのかというと、要支援者や住民との信頼関係の観点からすればそれもありません。民生委員・児童委員活動においては、この調和をいかにうまく取るかが大切です（図）。



民生委員・児童委員は様々な職務を担っていますが(※2)、職務遂行の中で個人情報の取り扱いに一層の注意を払っている姿勢を示し、要支援者との信頼形成の契機としていく積極的発想が必要です。「あなたの個人情報をこのように保護している」という姿勢を援助者側から積極的に示し、丁寧に確認していくことは、利用者との信頼関係形成に大いに資すると考えられます。さらに、個々の場面・事項についても「情報を出せばよい」「情報を遮断すればよい」という二者択一論ではなく、地域性や関係性を踏まえたうえで「誰までなら伝えられるか」「どこまでなら伝えられるか」「どのように伝えるか」を考え工夫することで出せる情報もあるのです。

誰までなら
伝えられるか

どこまでなら
伝えられるか

どのように
伝えるか



(※1) 民生委員法第15条

「民生委員は、その職務を遂行するに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱をすることなく、且つ、その処理は、実情に即して合理的にこれを行わなければならない。」

(※2) 民生委員法第14条

「1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。 2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。 4. 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。」

POINT

- 民生委員・児童委員活動＝情報活動＝地域住民との信頼関係のうえに成り立つ活動
- 情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する

生活状態の把握、相談・支援活動、記録、福祉サービス利用への橋渡し、関係機関への協力といった民生委員・児童委員活動は、情報活動（個人情報等を取り扱う活動）そのものといえます。個人情報保護法が実施され、住民の個人情報についての関心や権利意識がより一層高まりつつある中で、情報収集・管理についての住民の信頼が得られなければ、民生委員・児童委員活動そのものが成り立たなくなるとおそれがあります。

民生委員・児童委員が活動の中で記録し保有している書類には、福祉票や活動記録、児童票、生活福祉資金借受世帯援助記録票、調査書や意見書の控（証明事務）、など様々なものがあります。その他にも関係機関等が実施する調査（状況把握）に協力する場合があります、調査対象の名簿や調査結果（回答紙）の管理も伴うこととなります。

的確な情報収集が適切な支援に繋がり、秘密保持や個人情報管理をしっかり行うことによって、安心と信頼のもとに相談が寄せられるといえます。個人情報保護に関する国際ルールの基礎となっているOECD（経済協力開発機構）理事会勧告（1980年）の中に、利用目的に沿った個人情報の収集をするよう定めた「データ内容の原則」、利用収集目的を明確化するよう定めた「目的明確化の原則」があります。個人情報保護法にも利用目的の特定（第15条）、収集にあたっての本人同意や収集制限の規定（第16条）などがあります。これらを考慮して民生委員・児童委員活動の留意点を整理すると以下のようになります。



留意点

- 1 援助活動に必要な情報だけの収集に心がける。
- 2 情報収集の目的を明確にする。
- 3 情報収集の目的や、その情報を何に使うのかを丁寧に説明する。